

日銀業第144号
2020年3月19日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
の一部改正に関する件

国債振替決済制度において参加者と間接参加者とを兼ねることを可能とすることとし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2020年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

別紙

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中
一部改正

- 第2編の業務処理区分「国債発行 発行共通 新規記録等」（コード721301）の中、「払込者が間接参加者である場合」を「払込者が間接参加者であって、振込参加者でない場合」に改める。